一　保安林の所在場所　北海道歌志内市字本町一〇二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道上川郡東川町一〇四六の五・一〇四六の一五・一〇四八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四六の三五、一〇四八の二三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村字賀老四〇の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町有里字中尾三五八八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡高山村大字中山字鈴ヶ沢六七三〇、字大判形六七八五から六七八七まで、中之条町大字大道字日影一二〇六の二、一二〇八の二、一二九二の一、一二九二の三、高崎市上里見町字蕨平三六七二、三六七四、字上神三七〇四の一、三七〇四の二、三七〇五の一、三七〇五の二、三七〇五の四、三七三一、三七七四、三七八五、三七八六の一、三七八六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町宮田字御嶽一五一四から一五一七まで、一五一九、吾妻郡東吾妻町大字岩下字久々戸一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七一、多野郡上野村大字新羽字宮ノ沢九四〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧字下南室丙一二三二一、一二三八〇の二、一二三八一の一、一二三八一の二、一二三八四、一二三九六、一二三九七の一、一二三九七の二、一二三九八の一、乙一二三九八、一二三九九から一二四〇二まで、甘楽町大字秋畑字伏鹿三七二五の一、三七三二の一、三七三二の二、三七六三の四、三七六四の二、三八一四、吾妻郡嬬恋村大字干俣字大平二〇九二、字立坪二〇九八、二一〇〇、二一一九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字伏鹿三七二五の一、三七三二の一、三七三二の二、三七六三の四、三七六四の二、三八一四、字立坪二〇九八、二一〇〇（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県沼田市上発知町字迦葉山三五〇の九・三五〇の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五〇の二五、三五〇の二六（次の図に示す部分に限る。）、字中久保二六九二、二六九四
(二)　指定の目的　水源のかん養